

研究調査報告：女子大学で法学教育に取り組む意義と効果をめぐる基礎的研究

Survey report: Exploratory research on the significance and effect of legal education at women's universities

井上 淳

大妻女子大学比較文化学部

Jun Inoue

Faculty of Comparative Culture, Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

キーワード：法学教育，女子大学，法学部

Key words : Legal education, Women's universities, Faculty of law

抄録

国内の女子大学にはなぜ、法学部が設置されていないのだろうか。本論文は、首都圏に立地する女子大学だからこそ法学部を設置すべきではないか、それとも法学部を設置せずとも法学的な素養をもち社会で活躍することができる学生を育成する方途があるのか、そもそも女子大学が法学教育を提供することに対するニーズはあるのかを検討した研究調査の調査報告である。

本研究調査報告はまず、法学部を設置しなくても現代社会や企業社会で必要になる法学的素養を学生に身に付けさせることができるかどうかにつき、法学関連検定をベンチマークにして検討した。その結果、目的・進捗・到達点が教授する側にも学ぶ側にも分かるようにするためにも、学部学科レベルのカリキュラムが必要だと結論づけた。つづいて、法学部を敢えて設置するメリットとその教育的効果、そして社会的意義について検討するために、国内女子大学で唯一法学部を設置している京都女子大学の取り組みを検討した。京都女子大学は先輩がどのようなきっかけで法学部を志望し、大学で何を学びどのような進路につくのかを入学志望者に可視化する工夫をし、正課および正課外の機会を通じて専門的知識の段階的かつ着実な定着そして学生の進路選択を支援していた。

ただ、京都女子大学の先例があるとはいえ、実際に高校生が志願する見込みがないことには、首都圏の女子大学としては経営上、法学部設置に舵を切ることはないだろう。そこで本研究報告では、予備校・塾関係業者への聴き取りや統計の提供を踏まえて高校生の志願状況を考察した。法学・政治学系への入学者は緩やかながらも上昇傾向にあるとはいえ、実数としては経営・商・経済系あるいは文学系への入学者がまだ多い。ただ法学・政治学系への志願者の偏差値分布ピークは文学系や経済系と比べると右にシフトしており、法学・政治学系への入学志願者を増やす余地は残されている。ただこれはあくまで予備校・塾産業の統計によるものであり、受験生の実際の意向を検討したものではない。そのため、高校生への進路意向調査が今後の研究課題として残った。

1. はじめに

なぜ、国内の女子大学には法学部が設置されていないのだろうか。18歳人口が減少するなか女子大学が社会のニーズに応える形で生き残るためには、法学部を設置した方が、女性の社会参画と活躍の際に直面し得る問題の解決に不可欠な専門知識と考え方（ディシプリン）を提供できそうなのである。また法学部の設置は、公務員試験も含めた法学関連資格取得を促すといった、より多様

なキャリア支援を可能にするように思われる。女子大学が家政学という所謂「手に職」の学部から発展した歴史を踏まえると、社会が複雑になり権利の主張や調停が日常的に必要な今日、「手に職」に法学が含まれてよいはずである。それにもかかわらず、なぜ女子大学には（京都女子大学を除いて）法学部が設置されないのだろうか。

女子大学の変遷や各国の比較研究に詳しい安東由則の研究成果によれば、「男女雇用機会均等法の

施行(1986)や大学設置基準の大綱化(1991),1993年頃から2000年半ばにかけての就職氷河期,女子学生の進路の多様化や資格志向の高まり,さらには18歳人口の急激な減少といった実に様々な社会状況の変化が1990年頃より矢継ぎ早に生じた。こうした中,女子学生の興味を引き付ける最大公約数となる学部・学科を検討し,その結果,女子大学が実用志向の学部を中心に多様な学部を設立していったのである」[1]という。

ただその結果はというと,同じく安東による指摘を借りれば,「(上記のように多様な学部を設立していったという記載の直後に)しかしながら,その範囲はまだまだ限定されている」[2]という。本論文が焦点を当てる社会科学領域においては,「法学,経済学,商学といった伝統的な学部ではなく(但し,京都女子は2011年に法学部設置),経済や経営,法律の他,情報や心理なども含む学際的で折衷的な内容の社会科学系学部がつくられた」[3]。法学部を擁する京都女子大学を除けば,国内の女子大学は国際学部や(国際)ビジネス学部,マネジメント学部といった「柔らかい(何とでも受け取れるし,配置されている教員の専門を精査しないと何を教授するのか定かではない)」名称のついた学部で法学科目を開講することによって「法を学ぶことができる」のだとアピールすることになる。そのことは,たとえば私立女子大学連絡協議会事務局が関与しているウェブサイト「キラリ!首都圏女子大」の「学問系統から大学を選ぼう」ページ[4]において,確認することができる。

ただ,今後もその方式が社会に通用するだろうか。複雑かつ高度化しているビジネス・社会環境のなかで女性が活躍するために,「柔らかい」学部名称のもとで(個別の担当教員が教えられる範囲と程度の)「柔らかい」法学を教えて,学生たちの専門性,キャリアや人生に貢献するだろうか。基本的な考え方,それこそ「ディシプリン」が備わってこそ,時代が変わっても各自で知識をアップデートしながら時代の変化に適応することができるのではないだろうか。

いや,学部として法学部を設けることのデメリットの方が多からこそ,とりわけ首都圏の女子大学では法学部を設置しなかったという理解もできなくはない。だとすれば,法学部という「堅い」名称の学部を創設して教育を提供することは,今日もなお社会的意義もなければ大学経営にとって

も無意味なことなのだろうか。

上記のような問題意識にたち,本研究は,首都圏に立地する女子大学だからこそ法学部を設置した方がよいのではないか,いや法学部を設置せずとも法学的な素養をもち社会で活躍することができる学生を育成する方途があるのか,そもそも女子大学が法学教育を提供することに対するニーズがあるのかどうかを検討してきた。本論文は,その研究調査の成果報告である。

本調査報告は以下のように構成されている。まず,法学部を設置せずともたとえば教養科目と学科開講科目(専門科目)の組み合わせで,あるいは教員個人や数名の教員によるプログラムなどを通じて,現代社会や企業で必要になる法学的素養を学生に身に付けさせることができるかどうかを検討した。本研究開始時に,京都女子大学の学生が法学検定試験に挑戦していることはウェブサイトを確認しており,その内容を調査した結果,当該検定試験への挑戦は法学部としてのカリキュラムを受けていないと困難だと判断していた。そこで,学生や社会人の受験者が多く資格としてもアピールされているビジネス実務法務検定試験®に焦点を当てて,これに合格する素養を法学部としてのカリキュラムなしに教授可能かどうか,少数の法学専門の教員で合格まで教授できるかどうかを検討した。第2節では,その検討内容と結果について報告する。

一方,法学部を敢えて設置するメリットとその教育的効果そして社会的意義については,既に法学部を設置している教育機関の話聞く必要がある。そこで,筆者は京都女子大学に聴き取り調査を依頼した。第3節ではその結果について,聴き取り結果を直接記述するのではなく,聴き取ったことを客観的に確認することができる公開情報に依拠して報告,考察する。

第2,3節を踏まえて法学部設置が必要だと判断することができたとしても,実際に高校生が志願しないことには,あるいは志願する見込みがないことには,大学としては経営上,法学部設置に舵を切ることはないだろう。他大学の様子を見てそこが失敗すれば我が事なくてよかったと安堵し,成功例が出たら追随するといったところかと思われる。そこで第3節では,予備校,塾関係業者への聴き取りや統計の提供を踏まえて高校生の志願状況を考察,報告する。

さいごに、本研究の達成状況と今後の研究課題に敷衍する。

2. 学部・学科設置をせずに学生に法学的な素養と専門性を身につけてもらうことができるか

そもそも、学部・学科を設置せずに学生に法学的な素養と専門性を身につけてもらうことは可能なのだろうか。「やわらかい」名称を冠した学部のなかで法に関する授業や法学専攻教員の担当授業がいくつか開講される程度で、学生が法学的な専門性を身につけることができるのだろうか。本研究の調査期間の前半は、法学部を設けなくても法学的な素養を定着させることができるかどうかを調査、検討した。検討にあたっては、「定着」したかどうかを判定するものとして、目にみえる成果としての資格の取得（に近づく専門知識の蓄積）を想定し、そのような資格の選定をはじめた。

2.1. 定着のベンチマーク設定 なぜビジネス実務法務検定試験®か

まず、法学部を設置している京都女子大学の例を検討しようとして、一部在学生が合格している法学検定試験の調査から開始した。結論から先に述べれば、検定合格に向けて学生を指導するためには、学部・学科レベルのカリキュラムが不可欠である。

法学検定試験とは、財団法人日弁連法務研究財団と社団法人商事法務研究会が主催団体となっている検定である。民間資格ではあるものの、下記の通り試験に出題される分野（法）に対する理解度を示すものにはなる。検定料そして検定で問われる知識の汎用性を考慮すると、行政書士や宅地建物取引士といった国家資格に挑戦する前段階に位置づけてもよさそうである。主催団体の方も、検定が法律学を学ぶうえでの手がかかりや学習の具体的な努力目標を設定していると自負し、その結果が企業等における人事採用にさいしての重要な指標・目安になるなど、多くの場面で有効に活用されることを期待している[5]。それゆえ、法学部の学生はもちろんのこと、経済学部や商学部等の社会科学系学部の学生、文学部等の人文科学系の学生あるいは企業等に勤務する一般社会人をも対象にしている[6]。

検定には、ベーシック〈基礎〉コース、スタンダ

ード〈中級〉コース、アドバンスト〈上級〉コースの3つのコースが設けられている。ベーシック〈基礎〉コース、すなわち法学の初学者が知っておくべき基礎的なレベルでは、「法学入門」「憲法」「民法」「刑法」といった基本法についての基礎的知識・能力を問う。2023年は60点満点中31点が合格点、受験者3160人中2044人が合格した（合格率64.7%）[7]。

スタンダード〈中級〉コース、すなわち法学を専門的に学習する者が修得すべきレベルでは、「法学一般」「憲法」「民法」「刑法」の必須科目に加えて、5科目（民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法、憲法・民法・刑法を内容とする基本法総合）から1科目を選択して受験する。2023年は受験者数1453人のうち合格者は816人（合格率56.2%）で、合格点は43点（75点満点）だった[8]。

アドバンスト〈上級〉コース、すなわち法学を学ぶ者が目指すべき上級レベルは、法学基礎論、憲法、民法、刑法に加えて2科目選択する。民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法から1科目、労働法、倒産法、経済法、知的財産法からもう1科目を選択する。2023年は55点満点中34点が合格点、受験者数は258人で合格者数が71名（合格率27.5%）だった[9]。

このように実施されている法学検定だが、教材や参考書[10]、実際の出題を見る限り、学部・学科として法学を体系的に学んでいないとベーシックコースの合格すら困難だろう。「柔らかい」学部のなかで教育する「法学」が検定試験で課される「法学入門」や「憲法」の内容と重なることはあるにせよ、総則から物権、債権、家族法まで広い対象について学ぶ民法、さらには刑法の内容までカバーすることはできない。それらは通常、法学部においてもそれぞれ最低半期から1年程度の授業履修を必要とする。よほど教員（学生）が意識的に授業を設置し（履修し）ない限り、法学部・学科を設置せずに検定合格に足る知識を提供することは難しい。インターンや就職活動の時期、そして（1度では合格しなくても）2度目の挑戦で合格することを想定するなどすると、遅くとも2年生の前期には民法や刑法の知識を修得しておかなければ受験には間に合わない。学生の学年とキャリアパスを考えて教授内容を計画するならば、学部・学科としてのカリキュラムが不可欠である。

2.2. ビジネス実務法務検定試験®

では、もう少し身近な民間資格だとどうだろうか、本研究ではビジネス実務法務検定試験®に焦点をあてた。

この検定試験は東京商工会議所が主催している民間資格であり、ビジネス局面に特化した法律知識を問う検定試験となっている。公式ホームページにおいては、法務部門に限らず営業、販売、総務、人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識を習得することができることと強調されており、社会人の必須スキルとしての受験、キャリアアップのための受験、企業リスク回避のための受験をすすめている[11]。

級は3級から1級まで設けられており、3級はビジネスパーソンとして業務上理解しておくべき基礎的法律知識を問う。2級は、企業活動の実務経験があり、弁護士などの外部専門家に対する相談といった一定の対応ができるなど、質的・量的に法律実務知識を有しているレベルを想定している。3級、2級いずれも100点満点中70点以上獲得すれば合格となる。2023年に実施された第54回検定では、3級実受験者8259名中4392人が合格（合格率53.2%）、2級実受験者6351名中2455人が合格（合格率38.7%）している[12]。

1級は、業務上必要な法務知識をビジネス全般にわたって有しており、その知識に基づいて多面的な観点から高度な判断・対応ができるレベルを想定している。民法、商法、会社法を中心に、どの業種でも共通して発生することが想定される実務法務問題が出題される共通問題（2問）と、特定の業種に関連する法律をクローズアップして出題する選択問題（4問中2問選択）とが課される。2023年度第54回検定試験の合格者数は49名で、実受験者467名に対する合格率は10.5%だった[13]。

3級と2級については、公式テキストに所収されている基礎知識とそれらを踏まえた応用力を問う。その意味では何法をどの程度マスターすべきだといった記述はない。一方、1級については、共通問題と選択問題が存在しており、共通問題では民法、商法・会社法の範囲から全業種に共通するような法律実務問題が出題される。

このような検定であるため、実際に受験者の業種や職種も幅広い。主催者によれば、3級、2級いずれもサービス業、卸売業、金融・保険業から建設業、情報通信・ソフトウェア、不動産業、製造業と、

幅広い業種から受験がある。3級においては学生が10%弱受験している。職種についても、営業・販売部門から事務部門、総務・人事部門、法務部門などと、幅広い受験者がいる[14]。

では、3級、2級が準拠しているという公式テキストの内容はどのようなものか。学生がより挑戦しやすい3級についてみると、分野としては大半が民法から出題されるが、商法・会社法に関係する出題ももちろんある。

権利・義務の主体にはじまって私人と法人について理解をし、民法における代理、契約、賃借、委任、寄託をはじめとする諸概念を理解する必要がある。

法人の取引や財産についても理解が求められるため、手形、小切手、契約書、法人財産、知的財産、債権などに対する理解、企業活動に関係する独占禁止法や消費者契約法、特定商取引法、個人情報保護法、従業員との関係に関わる労働や雇用に係る法、ひいては婚姻、離婚、相続、遺産分割、遺留、遺言をはじめとする（ビジネスと関連する）家族法に対する理解も求められる[15]。問題文は、検定名に「ビジネス」とついているだけにやや平易に書かれており、設問で問われている状況を読み取りやすい。

2.3. 考察

会社のしくみや雇用や労働にかかわる单元、家族にかかわる单元はキャリア科目（本学ではキャリアデザイン諸科目）や教養科目（本学では全学共通科目）で扱われていることがある。憲法、民法、刑法、経済法についても、教養科目（本学では全学共通科目）の「憲法」、「法律」、「法学」、「ジェンダー」、「法」といったワードが科目名称についている授業において、担当者によっては検定に関係する内容を扱ってはいる。ただし、教養科目においては科目名が同じであっても担当者によって異なる内容を教授することが多いため、学生側が意識して受講科目の選択・履修をしない限り、検定合格に足る知識や情報を得ることは難しい。学部・学科によっては法学関連科目が設置されているものの、それらは学部・学科のポリシーに直接関係する科目であるため、その内容に偏りが生じるのは避けられない。たとえば、本学においては家政学部ライフデザイン学科で家族法、消費者法、子どもや青少年に関わる法を教授する授業がある

が、公法や経済法に関する科目は開講されない。社会情報学部には情報に関する法律科目が開講され、社会情報学部環境情報学専攻には環境法関係の科目が開講されているが、これも学科に特に関連する法律を選択的にカバーするにとどまる。

以上を踏まえると、「やわらかい」名称の学部で学生が検定で出題される法学的知識に「触れる」こと自体は不可能ではない。ただし、「触れた」うえでそれを理解し運用することができるかどうか、検定に合格することができるかどうかは疑問である。教養科目やキャリア科目、専門科目を通じて修得するにしても、関連法にかかわる情報と知見が点在しているため、学生本人の気づきだけでは検定合格に足る知識を体系的に修得することができない。学部・学科が明確に学習モデル、パスを提示する必要がある。

また、半期の授業で扱われる法学的な知識や事実を理解するためには、受講前のある程度事実関係についての関心や予備知識も必要だと思われる。たとえば、手形、小切手、契約書、法人財産、知的財産、債権、独占禁止法や消費者契約法、特定商取引法、個人情報保護法、婚姻、離婚、相続、遺産分割、遺留、遺言といった用語を日常生活（実体験や報道等）のなかで見聞きしているあるいは理解しているかどうか、短期で法学関連知識や事実を修得する上で肝要になるであろう。その意味では、ビジネス実務法務検定試験®が業務という実体験を通して法的事案について考える会社員を受験者に想定していることは合点がいく。

さらには、学び方のコツを伝えることも必要だろう。つまり、テキストをまず「通し」で理解してみることを促したり、取引や活動を俯瞰で見ようとするように促したりしないと、学生は一つ一つの単元や事項に躓いてしまい理解している実感を得られないことがある。とりわけ、法的な権利・義務関係については暗記よりも事実をモデル化して捉えること、そのうえでとある観点でみたらどのような評価になるのかを検討することが必要になる。そのため、権利関係を図式化するなどして俯瞰で事実や論点を把握することができるようになる必要がある。そうした工夫やコツは独学で得るのが困難であり、長期的な視点から教授する者が必要である。

よって、学部・学科を設置した方がより体系的にそして教員（学生）が自覚した形で法学を教授

する（修得する）ことができると結論づけざるを得ない。

3. 京都女子大学法学部の取り組み

前節では、客観的に理解度・達成度を確認することができる資格検定というベンチマークを設定してみると、教授する側とされる側が何をどこまで学んでいるのかを意識することができるカリキュラム、すなわち学部・学科設置が必要だと示唆した。では現代において、女子大学に法学部・学科を設ける意義やメリットがあるのだろうか。先節ではどのような教育を提供しているのだろうか。本節では、女子大学が法学部を設置する場合のありよう、そして社会的意義を検討する。

なお、本節にかかる調査にあたっては、国内の女子大学で唯一法学部を設置している京都女子大学に聴き取り調査をおこなった。本論文では、聴き取りで得た情報や知見を客観的に確認することができる資料を用いて紹介、考察する。

3.1. 正課カリキュラム、正課外の取り組み

京都女子大学は2011年に女子大学で初めて法学部を設置しており、本稿執筆時点（2024年3月）では以下のようなカリキュラムで学生に法学を教授している。

2023年度の『履修要綱』によれば、法学科専門科目から合計72単位以上修得することになっている。14科目28単位の必修科目があるので、それらを72単位から除いた単位数分の授業を選択することになるが、1科目あたり2単位が配当されていることを考慮するとそれなりの科目数を修得しなければならない。

2023年度の『履修要項』[16]および『大学案内2024』[17]に記載された開講科目には、基礎法科目、公法科目、民事法科目、商事法科目、刑事法科目、国際関係法科目といった科目群に区分された【基幹的法律科目】と、女性のための法学科目、政治・経済・経営学科目、実務法学科目、現代法科目などといった科目群から構成される【体系的専門教育科目】がある。

1年次必修科目としては、導入演習、憲法IA（人権）、民法IA（総則）、刑法IA（総論）、ジェンダー法I、基礎演習が用意されている。ジェンダー法Iと基礎演習以外は前期に開講される。憲法、民法、刑法はIAに加えて同じ学期にIBを選択すること

ができる。他に法学入門，司法制度入門，政治学，国際社会と日本といった，公務員試験などに活用できそうな科目も前期に選択することができる。あるいは，公務員試験で問われる数的処理をカバーする実務法学基礎 (I, II) を選択することも可能である。

後期は憲法 IIA, IIB で統治について，民法 II で物権について，民法 VA として VIA で債権各論と親族・相続について，刑法 IIA と IIB で刑法各論について理解を深めることもできる。あるいは，国際関係法科目として国際機構論に，政治学・経済学・経営学科目として政治思想史，国際人権論，ミクロ経済学に触れることができる。

2 年次には必修科目である企業法総論をはじめ商事法に区分されている諸科目，たとえば商取引法，会社法 I (ガバナンス)，会社法 II (ファイナンス) を選択することができる。3 年次には保険法と支払決済法を学ぶことができる。

公法科目群では行政法を 2 年次から選択することができる。3 年次には地方自治法を学ぶことができる。民事法科目群では，2 年次には債権総論である民法 IVA IVB，債権各論である VB，担保物権 (民法 III)，親族・相続 (民法 VIB) を，3 年次に民事訴訟法 I として II と民事執行法・民事保全法，破産法を選択することができる。刑事法科目群では，2 年次に刑事訴訟法 I として II を，3 年次に少年法，刑事政策 I (犯罪原因)，犯罪政策 II (犯罪対策) を選択することができる。

商事法科目群と同様に 2 年次から活発になるのが，現代法科目群と国際関係法科目群である。現代法科目群では，2 年次には租税法，生命倫理法，法と心理，労働法 I および II を選択することができる。3 年次に社会保障法，知的財産法 I および II，消費者法，経済法を学ぶことができる。4 年で模擬裁判を選択することもできる。国際関係法科目群では，国際法 IA, IB，国際法 II を 2 年次に，国際法 III，国際私法 (IA, IB, IIA, IIB) を 3 年次に学ぶことができる。

政治学・経済学・経営学科目群としては，2 年次には現代政治論，財政学，国際関係論，グローバル社会論，平和研究 I として II，マクロ経済学を選択することができる。3 年次にはより実践的な行政学，地方自治論，政策学，国際経済学，会計学などを学ぶことができる。

もちろんジェンダー，女性のための法学科目も

2 年次から発展的に学ぶ。2 年次にはジェンダー法 II，ジェンダー法実習として 2 科目，生命と法といった科目を選択することができる。必修科目であるジェンダー法 I に加えて 3 科目 6 単位を修得するよう定められている。3 年次にはジェンダー法がさらに 3 科目 (III, IV, VI) として「平和と女性」が開講されている。実務法学科目も 2 年次から発展的に学ぶことができ，実務法学が 2 科目開かれていて，アクティブ・リサーチは 2 年次そして 3 年次に 1 科目ずつ開講されている。

要は，基本法，公法，民事法，商事法，刑事法，国際関係法だけでなく女性のための法学科目，そして公務員試験対策にもなる政治・経済・経営学科目，実務法学科目を設けているのが特徴的である。正課では学生にしっかりとディシプリンを身につけてもらいつつ，特に希望する学生に対しては実務法学基礎のなかで公務員試験，法学検定，宅地建物取引士といった資格対策を選択して取り組むことができるように，カリキュラムが組まれている。実際に『大学案内』では卒業生の進路として法曹，公務員，民間企業，税関関連職，研究者，グローバル・ビジネス，NGO・NPO 職員，教員が挙げられている。そうした進路へ踏み出す準備をすることができるカリキュラムになっており，学科・学部レベルのカリキュラムはやはり必要だと感じさせられる。

もちろん，京都女子大学の取り組みは正課だけにとどまらない。たとえば，キャリア開発センターの取り組みのなかで対象学年，科目 (教養科目／専門科目)，時期などで対象を分けて講座を開講し，公務員試験対策支援を行なっている[18]。こうした講座はオンライン開講，欠席時フォローアップがなされているだけでなく，大学による補助や保護者組織 (育友会) による補助がついている講座も少なからずあり[19]，学生はこうした正課外のキャリア支援枠組・機会を活用して学びを深めて希望する進路に向けた準備を進めることができる。

3.2. 教育の出口と入口

上記のような正課そして正課外カリキュラムを経て，学生はどのような進路につくのだろうか。『大学案内 2024』によれば，法学部卒業生については，2023 年 3 月卒業生 103 人のうち，9 名が大学院に進学し，3 名が国家公務員に，12 名が地方公務員になっている[20]。

また、公務分野に 18.1%、学術研究・専門・技術サービス業に 12.0%と人材を送り出していて、情報通信の 15.7%、卸売業・小売業の 14.5%、金融・保険業の 13.3%に劣らない比率である。法学部を設置している競合女子大学がないため数字の多寡を問うことはできないが、着実に法学部らしい、学部ホームページに掲げた将来像(法曹、公務員、民間、税法関連職、研究者、グローバル・ビジネス、NGO・NPO 職員など) [21]に合致した人材を社会に送り出している。

また資格検定については、2021 年度は 2 人が、2022 年度には 4 人が法学検定のエクセレント合格者[22]になっている[23]。宅建には 2021 年度に 7 人が、2022 年度には 1 人が合格し、行政書士にも 2022 年度に 3 人が合格している[24]。なお、本稿執筆時に閲覧することができた Web サイト上の新着情報によれば、2023 年度は 7 名が宅建に合格し、6 名が法学検定エクセレント合格者となった[25]。

このように、京都女子大学法学部は着実な成果を積み重ねている。それにもかかわらず、最大の学生人口を擁する首都圏をはじめ、法学部を設置している女子大学が他にないということは、経営的には法学部設置に舵を切りづらい、あるいは高校生ニーズに確証をもつことができないのかと想定される。高校生活では高校生が法律や法学との接点を意識しづらいことも考えられるし、「法学＝法曹従事者＝資格試験」つまり法学を専攻するということが受験勉強(暗記)が続くのだと理解してこれを敬遠する学生もいるかもしれない。こうした漠たる不安に対しても、京都女子大学は手を打っているように見える。具体的には、パンフレットを通して、より身近になるようなロールモデルを示して、志望動機、学びのパス(ステップ)、その後のキャリアを分かりやすく示すと同時に、先輩などによるピアサポートの存在も強調している[26]。

3.3. 考察

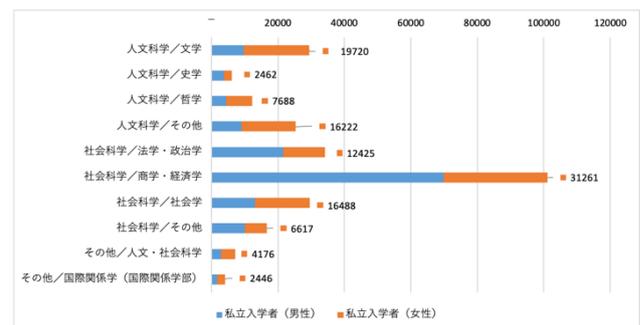
以上見てきたように、京都女子大学は、(先輩・ロールモデルの例を通じて)高校生で法学に関心をもつに至ったきっかけ、法学部に関心をもった後に大学生活の中で何を学びどのような専門を身につけて進路を選択するのか、その際にどのような支援を大学から受けられるかを可視化している。こうした取り組みは、女性の社会進出と活躍を支

援する女子大学としては、社会的にも教育的にも大きな意義がある。様々な工夫があるところを見ると経営的に持続可能にするしかけをたゆまなく検討し実践しているのだらうと拝察されるが、最多の受験生人口を擁する首都圏(とりわけ都心)に所在する女子大学が法学部・学科設置に尻込みをしているようでは、現代社会において女性の社会参画と活躍を支援していることにはならない。

では、経営上の関心である学生数、志願者数はどのようなものだろうか。本研究では、法学部のニーズについて、予備校関係者へのインタビューを実施するなどして調査した。

4. 法学部ニーズに関する大学入学、受験統計を通じた考察

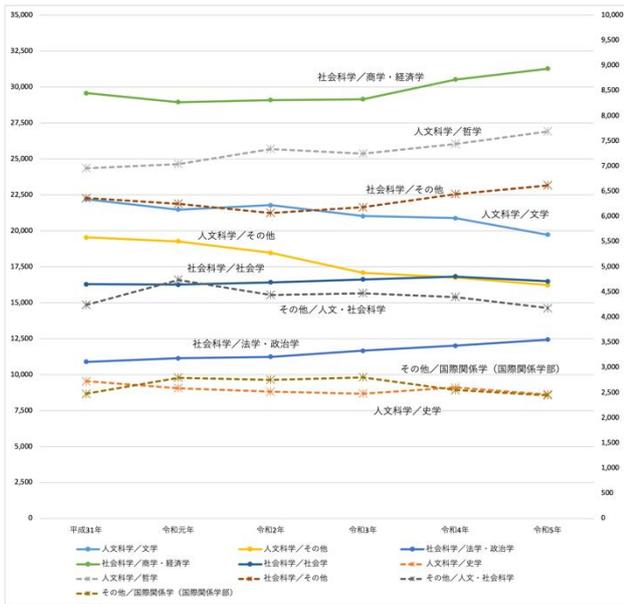
現時点において、学生はどれほど法学部を志願しているのだろうか。文部科学省の統計「学校基本調査」によれば、たとえば私立大学に絞ってみても法学への入学者数は商学・経済学、文学、社会学(女性)よりも少ない【グラフ 1】。



グラフ 1. 文系分野ごとの私立大学入学者数
[単位: 人]

出典: 文部科学省『学校基本調査』「15 関係学科別大学入学状況」令和 5 年版より筆者作成。

ただ、同じ統計を経年で確認してみると、哲学を除く人文科学系への入学者数は減少トレンドにある【グラフ 2】。人文科学/文学、人文科学/史学、その他/人文・社会科学、その他/国際関係学が減少傾向にある一方で、商学・経済学、社会学、法学・政治学は緩やかではあるものの上昇傾向にある。商学・経済学が圧倒的な入学者数を誇ることについての分析はここではおいておき、法学・政治学の入学者数上昇傾向は注目に値する。



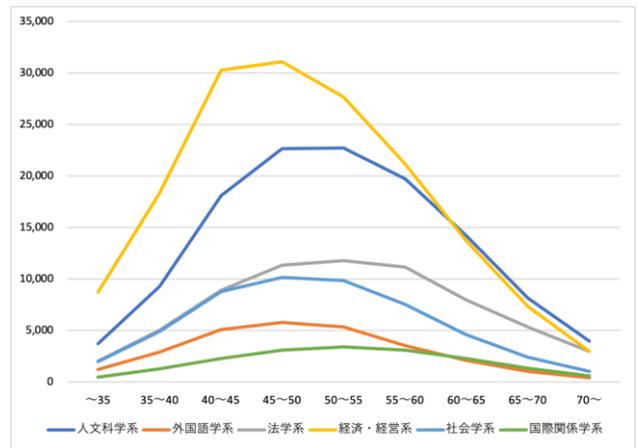
グラフ 2. 文系分野ごとの私立大学入学者数（女性）の変遷 [単位：人]

出典：文部科学省『学校基本調査』「15 関係学科別大学入学状況」平成 31 年版から令和 5 年版より筆者作成。

注記：実線の折れ線グラフは左目盛，破線の折れ線グラフは右目盛。

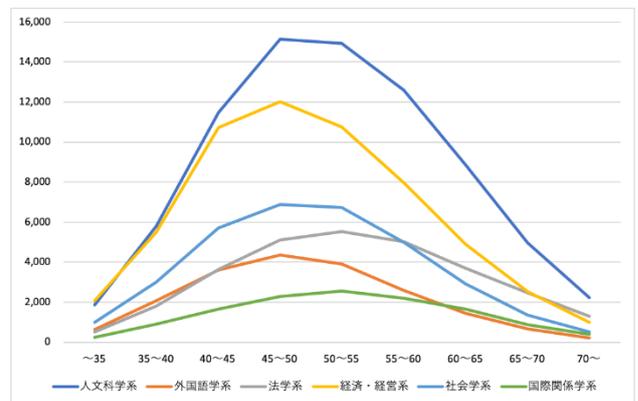
とはいえ，法学・政治学へのニーズ（入学者数）が上昇傾向だとしても，そのほとんどが偏差値群の上位に位置するのであれば，女子大学が法学部を設置したところで入学希望者を獲得する可能性は低い。そこで予備校・塾関連業者の協力のもと，2023 年度の共通テスト模試そして記述模試における受験者の志望学部学科別偏差値分布を調査した。調査にあたっては，総合選抜型と学校推薦型入試が終わった後の模擬試験を対象にし，筆者が受け取るデータは偏差値分布すなわち人数のみとし，所属高校はもちろん受験者個人が特定されるような情報は一切受け取っていない。

予備校 A 社（共通テスト模試，科目：英国歴）の結果は，全体【グラフ 3】そして女性【グラフ 4】いずれにおいても，法学系受験者の偏差値分布のピークが人文科学系そして経済・経営系よりも右にあった。予備校 B 社（共通テスト模試，私立大学志望者）でも同様の結果が出た【グラフ 5】。B 社に男女別のデータはないものの，法学・政治学系の分布ピークは文・人文系，経済・経営・商系より右にあった。このトレンドは同 B 社の記述式模試でも確認することができた【グラフ 6】。



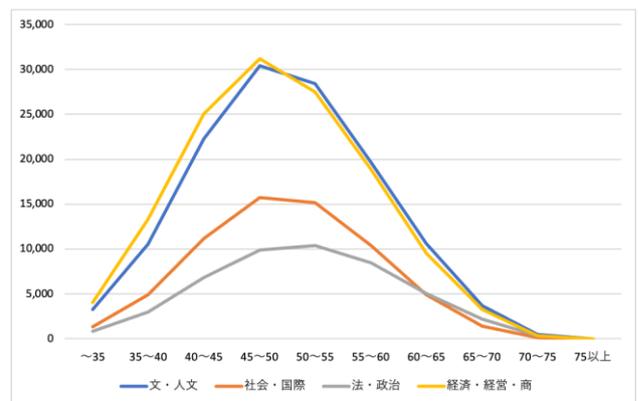
グラフ 3. 分野系統別志願者の偏差値分布（全体）
[単位：人]

出典：予備校 A 社の 2023 年度共通テスト模試の分布状況（人数）の提供を受けて筆者が作成。



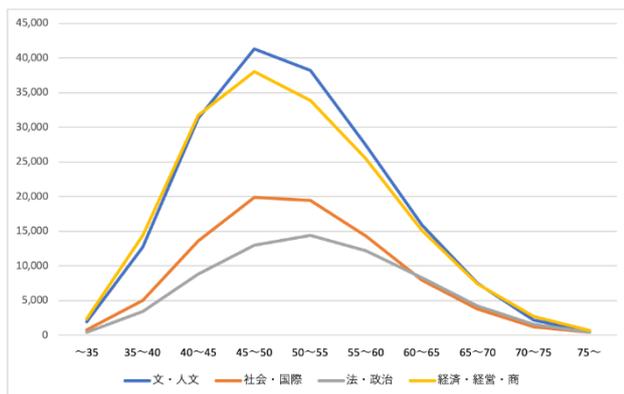
グラフ 4. 分野系統別志願者の偏差値分布（女性）
[単位：人]

出典：予備校 A 社の 2023 年度共通テスト模試の分布状況（人数）の提供を受けて筆者が作成。



グラフ 5. 分野系統別志願者の偏差値分布（全体）
[単位：人]

出典：予備校 B 社の 2023 年度共通テスト模試の分布状況（人数）の提供を受けて筆者が作成。



グラフ 6. 分野系統別志願者の偏差値分布 (全体)
[単位: 人]

出典: 予備校 B 社の 2023 年度記述式模試の分布状況 (人数) の提供を受けて筆者が作成。

以上を踏まえると、法学・政治学系への入学志願者を増やす可能性は残されている。すなわち、入学者数の上昇トレンドを利用しつつ文学系や経済系をはじめとする他の系統志望学生を法学・政治学系学部に設置して学生獲得に成功する可能性がある。法学への魅力を高め、あるいは法学部を志願することへのハードルを下げるなどして、商学・経済学系へ向かいがちな受験生の意識を法学へと誘うことができるようにすればよい。

では、学生はそもそもなぜ、これほどまでに今日経営・経済系を志望するのだろうか。なぜ法学・政治学への志願者と数、志望者の偏差値分布において差があるのだろうか。それは学問領域に対するとりつきやすさ、親近感なのだろうか。これを明らかにするためには高校生に対する意識調査が必要であり、今後の研究課題だと認識している。

5. おわりに

経済・社会活動が高度化あるいは複雑化するにつれて関係者間の価値観や利害の齟齬の調整が必要になるが、その調整には法学の素養と専門知識が不可欠である。そのようななか、ただ社会を観察し論評するだけでよいというのであれば、学生には法学に「触れる」経験があれば十分かもしれない。だが、こと女子大学については、女子大学が女性の社会参画と活躍を支援するために存在している以上、法学に「触れる」だけでなく、得た知識を「活用(運用)する」ことができるまで学生を誘わなければならない。その意味では、現代

の女子大学において従来通りの「やわらかい」学部学科で法学を教授するという形式は通用せず、学部・学科レベルでの法学教育が必要である。

今回の研究調査を通じて、学び得た知見を社会で活用することができるようにする、あるいはその力量があると(たとえば資格を通じて)示すためには、学部・学科のカリキュラムレベルの教育が必要だと分かった。入学関連統計で明らかになっている通り、現状では女子学生の法学部入学者数は多くはないものの、10年以上にわたって法学教育を提供して学生を社会に送り出している京都女子大学法学部の取り組みの先例もある。最大の人口(学生)が集中し企業の本社も集中している首都圏において、法学部を擁する女子大学が皆無であることは、家政学にはじまって女性の「手に職(専門)」取得を支援してきた女子大学の怠慢ともいえよう。

ただ、だからといって首都圏の女子大学が慌てて法学部を設置しても、それがすぐに実を結ぶとは限らない。実際、首都圏の女子大学を志望する高校生の偏差値帯と統計で確認可能な(模試を通じた)高校生の法学部志願者偏差値帯とは完全には合致していない。高校生の意向を踏まえて女子大学での法学教育に学生を誘う工夫が求められる。研究期間(1年弱)と予算の制約があったため、本研究調査はこの点について深く調査することができなかった。高校生の意向調査を踏まえた形で女子大学が現代法学教育に取り組む方途について、今後も継続して研究調査をすすみたい。

謝辞

本研究は、令和5年度大妻女子大学戦略的個人研究費(学長要望課題「女子高等教育の展望」、課題番号 G2301、課題名「女子大学で現代法学教育に取り組む意義と効果をめぐる基礎的研究」)の助成を受けたものである。

また、本研究調査実施にあたっては、たくさんの方にご支援をいただいた。本学教育支援グループの西田裕貴氏、湯浅美香子氏、天野紗也加氏、根岸祐貴氏には、京都女子大学への聴き取り調査の支援を、広報・入試センターの池田貴子氏には予備校業者への聴き取りの支援をしていただいた。京都女子大学教務課の林雅純氏、法学部の桜沢隆哉先生、進路・就職課の西山岳夫氏、そして入試広

報課の北山陽太氏には、京都女子大学への聴き取り調査の際にお世話になった。入学志望状況調査にあたっては、学校法人駿河台学園の石原賢一氏、時田吉隆氏、そして宮崎玲子氏、株式会社 KEI アドバンスの近藤優真氏、神戸悟氏、そして阿部千尋氏、株式会社ナガセの押山均氏そして樋口敬司氏にご協力をいただいた。以上は、いずれも研究調査を実施した令和5年度時点のご所属である。

このように、本論考の完成にいたるまでには、たくさんの方のご支援をいただいた。お礼を申し上げる。なお、本論考の内容にかかる過ちをはじめ、記載事項の一切については、当然のことながら執筆者のみに責任があることをここに申し添える。

引用文献

- [1]安東由則. 日本における女子大学70年の変遷—組織の変化を中心に—. 武庫川女子大学教育研究所研究レポート. 2017, 47, p.25.
- [2]同論文, p.25.
- [3]同論文, p.25.
- [4]私立女子大学連絡協議会事務局. “学問系統から大学を選ぼう?” 「キラリ! 首都圏女子大」. <https://e-joshidai.net/find/field/row/#navpos>, (参照 2024-3-3).
- [5]公益財団法人商事法務研究所. “「法学検定試験」趣意書” 法学検定試験. https://www.shojihomu.or.jp/hougaku/page/hougaku_shui, (参照 2024-3-3).
- [6]同ウェブサイト.
- [7]公益財団法人商事法務研究所. “2023年法学検定試験 試験結果” 法学検定試験. https://www.shojihomu.or.jp/public/contentpage/803/23_houkenkekka_imn.pdf, (参照 2024-3-3).
- [8]同ウェブサイト.
- [9]同ウェブサイト.
- [10]本研究で参照したものの一例として、以下がある。法学検定試験委員会編. 2023年法学検定試験問題集 ベーシック<基礎>コース. 商事法務.; 法学検定試験委員会編. 2023年法学検定試験問題集 スタンダード<中級>コース. 商事法務.; 学検定試験委員会編. 2023年法学検定試験過去問集 アドバンス<上級>コース. 商事法務.
- [11]東京商工会議所. “ビジネス実務法務検定試験®とは” ビジネス実務法務検定試験. <https://kentei.tokyo-cci.or.jp/houmu/about/>, (参照 2024-3-3).
- [12]試験内容と試験結果については、それぞれ以下の情報を引用した。東京商工会議所. “各級の基準・出題範囲・合格基準等について” ビジネス実務法務検定試験. <https://kentei.tokyo-cci.or.jp/houmu/exam-info/#content03>, (参照 2024-3-3).; 東京商工会議所. “データ/2023年度試験結果(全国分)” ビジネス実務法務検定試験. <https://kentei.tokyo-cci.or.jp/houmu/about/data.html>, (参照 2024-3-3).
- [13]注[12]に同じ.
- [14]受験者の業種や職種については、以下のウェブサイトに掲載されている情報を参照した。東京商工会議所. “データ/受験者の業種” ビジネス実務法務検定試験. <https://kentei.tokyo-cci.or.jp/houmu/about/data.html>, (参照 2024-3-3).
- [15]たとえば以下のような文献を参照した。東京商工会議所編. ビジネス実務法務検定試験®公式テキスト 2023年度版. 中央経済社.; 東京商工会議所編. ビジネス実務法務検定試験®公式問題集 2023年度版. 中央経済社.; ビジネス実務法務検定試験®研究会. 2023年度版合格革命 ビジネス実務法務検定試験®3級テキスト&一問一答. 早稲田経営出版.
- [16]京都女子大学. “大学情報の公表/教育内容・授業に関すること” 京都女子大学. <https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/jouhou/jouhou/index.html>, (参照 2024-3-23).
- [17]京都女子大学. “資料請求/大学案内(デジタルパンフレット)” 京女倶楽部(京都女子大学受験生向けサイト). <https://www.kyoto-wu.ac.jp/club/shiryu/index.html>, (参照 2024-3-23).
- [18]京都女子大学. “資格取得のための講座/公務員採用試験対策講座” 京都女子大学. <https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/center/shikaku/index.html>, (参照 2024-3-23).
- [19]京都女子大学キャリア開発センター. “キャリア開発センターご案内 2022”. 京都女子大学. <https://www.kyoto-wu.ac.jp/career/center/shikaku/rhnb30000005rqh-att/rhnb30000000xpgc.pdf>, (参照 2024-3-23).
- [20]京都女子大学. “資料請求/大学案内(デジタルパンフレット)” 京女倶楽部(京都女子大学受験生向けサイト). <https://www.kyoto-wu.ac.jp/club/shiryu/index.html>, 92頁, (参照 2024-3-23).
- [21]京都女子大学. “法学科の学び方/将来像”. 京都女子大学法学科. <https://www.kyoto-wu.ac.jp/gakubu/faculty/hogaku/namabikata.html>, (参照 2024-3-23).

[22]エクセレント合格とは、受験者の中で優秀な成績で合格した者に付与される。たとえば、2023年度の検定試験において、ベーシック<基礎>コースでは60点満点中50点以上の取得者に、スタンダード<中級>コースでは75点中61点以上の取得者に付与されているという。公益財団法人商事法務研究所。“2023年法学検定試験試験結果”。法学検定試験。 https://www.shojihomu.or.jp/public/contentpage/803/23_houkenkekka_imn.pdf, (参照 2024-3-3)。

[23]京都女子大学。“資料請求/大学案内(デジタルパンフレット)” 京女倶楽部(京都女子大学受験生向けサイト)。 <https://www.kyoto-wu.ac.jp/club/shiryo/index.html>, 90頁, (参照 2024-3-23)。

[24]同資料, 90頁。

[25]以下の情報をもとに京都女子大学に照会した人数である。京都女子大学。“法学科 新着情報/【法学科】第5回法学部長賞の表彰式を行いました”。京都女子大学法学科。 <https://www.kyoto-wu.ac.jp/gakubu/faculty/hogaku/news/rhnb30000001j357.html>, (参照 2024-3-23)。

[26]京都女子大学。“(法学部 法学科ホームページ上) 法学部パンフレット”。京都女子大学法学部。 <https://www.kyoto-wu.ac.jp/gakubu/faculty/hogaku/rhnb300000026ir-att/rhnb30000001fugm.pdf>, (参照 2024-3-23)。

Abstract

This research was supported by Otsuma Grant-in Aid for Individual Exploratory Research in the year of 2023 (Grant Number G2301) to explore the significance and effect of legal education at women's universities. This paper is a result report of the research. No women's university has faculties of law, with only one exception of Kyoto Women's University. Today, specialized knowledge of modern law is required if a person wants to settle/mediate conflicted values and interests in the society, and women's universities must prepare faculty of law if they emphasize that they provide students with opportunities to gain legal expertise in order to support career development of students. This paper first demonstrates that students cannot acquire the expertise of law in women's universities without a systematic curriculum, it means faculty, of basic and modern laws (Section 2). Then this paper introduces the case of the Faculty of Law at Kyoto Women's University to confirm the necessity and significance of the systematic legal education at women's universities to support women's career development (Section 3). This paper also exhibits a statistical trend of application status of the faculty of law, in order to show that there is an opportunity, or a room, for women's universities to gain the number of students by establishing a faculty of law (Section 4). But a question remains concerning the inclinations/intentions of high school students as well as the demands for faculty of law among high school students. Although this research project cannot tackle with such question due to research terms and budgets, the author is now preparing systematic research on inclinations/intentions of high school students for the next research opportunity.

(受付日: 2024年5月25日, 受理日: 2024年6月28日)

井上 淳 (いのうえ じゅん)

現職: 大妻女子大学比較文化学部教授

プロフィール:

慶應義塾大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学(法学博士)。

専門はEU研究, 国際関係論。

主な著書:

はじめて学ぶEU 歴史・制度・政策(単著, 法律文化社)

参考: researchmap (<https://researchmap.jp/ji1974>)